

○千代田区保育の実施に関する条例

昭和62年3月24日条例第7号

児童福祉法第24条に基き制定

改正

平成9年12月9日条例第20号

平成13年12月10日条例第35号

平成19年3月1日条例第6号

平成20年3月7日条例第7号

平成24年3月19日条例第3号

平成26年12月9日条例第24号

千代田区保育の実施に関する条例

題名改正〔平成9年条例20号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施及びその費用の徴収に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成9年条例20号・13年35号・26年24号〕

(定義)

第2条 この条例において「乳幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

追加〔平成26年条例24号〕

(保育の実施)

第3条 保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に該当する乳幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者に対して行うものとする。

全部改正〔平成26年条例24号〕

(費用の徴収)

第4条 千代田区長（以下「区長」という。）は、保育の実施について、本人又はその扶養義務者から、その費用を徴収する。

全部改正〔平成9年条例20号〕、一部改正〔平成26年条例24号〕

(保育料の額)

第5条 前条の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）から、2人以上の乳幼児が保育所その他の千代田区規則で定める施設において保育されている場合においては、当該2人以上の乳幼児のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）以外のもので保育所に就園している乳幼児に係る保育料の額は、当該乳幼児が当該2人以上の乳幼児のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。

(1) 第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額

(2) 第3子以降 免除

3 扶養義務者は、通常時間終了後引き続き保育を希望するときは、前2項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢に応じ、1時間あたり別表に定める額の1割の額（100円未満の端数を切り捨てる。）を納入しなければならない。

4 区長は、前3項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、本人又はその扶養義務者にその額を通知しなければならない。

追加〔平成9年条例20号〕、一部改正〔平成13年条例35号・20年7号・26年24号〕

(保育料の納付)

第6条 本人又はその扶養義務者は、前条第4項の規定による通知があったときは、保育料の額を指定された納期限までに納めなければならない。

追加〔平成9年条例20号〕、一部改正〔平成26年条例24号〕

(督促及び滞納処分)

第7条 区長は、本人又はその扶養義務者が保育料を納期限までに納めないときは、期限を指定して督促するものとする。

2 区長は、前項の規定による督促を受けた者が指定された期限までに納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

追加〔平成9年条例20号〕、一部改正〔平成26年条例24号〕

(保育料の減免)

第8条 保育料は、区長が必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

全部改正〔平成26年条例24号〕

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

追加〔平成9年条例20号〕、一部改正〔平成26年条例24号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

一部改正〔平成19年条例6号〕

(平成19年度における保育料の額の決定の特例)

2 第4条の規定による平成19年4月分から平成20年3月分までの保育料の額の決定において、別表第1に定めるC階層に属する世帯に係る階層区分(C1階層を除く。)の判定については、同表Cの部中「所得割額」とあるのは「定率控除前の所得割額(地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第40条第8項及び第9項に規定する市町村民税に係る定率による税額控除の額を控除する前の所得割額をいう。)から、当該額に100分の15を乗じて計算した金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額(当該金額が4万円を超える場合には、4万円))を控除した額」とする。

追加〔平成19年条例6号〕

3 第4条の規定による平成19年4月分から平成20年3月分までの保育料の額の決定において、別表第1に定めるD階層に属する世帯に係る階層区分の判定については、同表Dの部(「A階層を除き前年分の所得税課税世帯」の部分を除く。)中「所得税」とあるのは「定率控除前の所得税額(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)第2条第3号に規定する所得税額をいう。)から、当該額に100分の20を乗じて計算した金額(当該金額が25万円を超える場合には、25万円)を控除した額」とする。

追加〔平成19年条例6号〕

附 則(平成9年12月9日条例第20号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、附則の次に別表を加える改正規定は、東京都千代田区規則で定める日(以下「規則で定める日」という。)から施行する。(平10規則52・平10.12.1施行)

2 平成10年4月1日から規則で定める日までの間における保育料の額については、この条例による改正後の東京都千代田区保育の実施に関する条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成13年12月10日条例第35号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月1日条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月7日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月9日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、千代田区規則で定める日から施行する。(平27規則6・平27.4.1施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育所における保育の実施について必要な手続は、施行日前に行うことができる。
- 3 この条例による改正後の千代田区保育の実施に関する条例（以下「新条例」という。）の保育料に関する規定は、施行日以後の保育に係る保育料について適用し、同日前の保育に係る保育料については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に現に就園している乳幼児の保育料について、新条例に基づく保育料の階層区分が、旧条例（この条例による改正前の千代田区保育の実施に関する条例をいう。）の規定に基づく保育料の階層区分（以下「旧区分」という。）よりも高くなる世帯にあつては、平成27年4月から同年8月までの間、旧区分による保育料を徴収するものとする。

別表（第5条関係）

| 各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分 | | 保育料の額（月額） | | |
|-----------------------|---------------------------------------|-----------|--------|--------|
| 階層区分 | 階層区分の定義 | 3歳未満児 | 3歳児 | 4歳以上児 |
| A | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。） | 円 0 | 円 0 | 円 0 |
| B | 前年度分の特別区民税が非課税の世帯 | 0 | 0 | 0 |
| C | 前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯 | 1,900 | 1,300 | 1,300 |
| D | 1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯 | 6,700 | 5,600 | 5,600 |
| | 2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯 | 8,300 | 7,300 | 7,200 |
| | 3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯 | 9,400 | 9,300 | 9,200 |
| | 4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯 | 15,400 | 10,900 | 10,800 |
| | 5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯 | 19,100 | 12,700 | 12,600 |
| | 6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯 | 21,500 | 14,300 | 14,200 |
| | 7 前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯 | 23,600 | 15,800 | 15,700 |
| | 8 前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯 | 25,500 | 17,000 | 16,900 |
| | 9 前年度分の特別区民税所得割額が203,100円未満の世帯 | 27,500 | 18,200 | 18,000 |
| | 10 前年度分の特別区民税所得割額が225,600円未満の世帯 | 29,200 | 19,500 | 18,000 |
| | 11 前年度分の特別区民税所得割額が245,800円未満の世帯 | 31,000 | 20,700 | 18,000 |
| | 12 前年度分の特別区民税所得割額が257,100円未満の世帯 | 32,500 | 21,600 | 18,000 |
| | 13 前年度分の特別区民税所得割額が268,300円未満の世帯 | 34,200 | 22,600 | 18,000 |
| | 14 前年度分の特別区民税所得割額が279,600円未満の世帯 | 35,700 | 22,600 | 18,000 |

| | | | | |
|----|----------------------------------|--------|--------|--------|
| 15 | 前年度分の特別区民税所得割額が 290,800円未満の世帯 | 37,200 | 22,600 | 18,000 |
| 16 | 前年度分の特別区民税所得割額が 302,100円未満の世帯 | 38,500 | 22,600 | 18,000 |
| 17 | 前年度分の特別区民税所得割額が 313,300円未満の世帯 | 40,000 | 22,600 | 18,000 |
| 18 | 前年度分の特別区民税所得割額が 369,600円未満の世帯 | 43,400 | 22,600 | 18,000 |
| 19 | 前年度分の特別区民税所得割額が 425,800円未満の世帯 | 48,900 | 22,600 | 18,000 |
| 20 | 前年度分の特別区民税所得割額が 482,000円未満の世帯 | 53,700 | 22,600 | 18,000 |
| 21 | 前年度分の特別区民税所得割額が 482,000円以上の世帯 | 57,500 | 22,600 | 18,000 |

備考

- 1 3歳未満児又は3歳児として保育所に入所した乳幼児に係る保育料の額については、当該年度中は、入所時と同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。
全部改正〔平成26年条例24号〕